

平成25年 5月臨時会

横芝光町議会会議録

平成25年 5月9日 開会

平成25年 5月9日 閉会

横芝光町議会

平成25年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（5月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定の件	3
諸般の報告	3
説明員紹介	4
議案第1号ないし議案第3号の上程、説明	5
議案第1号の質疑、討論、採決	12
議案第2号の質疑、討論、採決	13
議案第3号の質疑、討論、採決	14
日程の追加	21
議長辞職の件	21
日程の追加	22
議長の選挙	23
日程の追加	25
副議長辞職の件	25
日程の追加	26
副議長の選挙	27
常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告	28
日程の追加	29
議会運営委員会委員辞任の件	29

日程の追加	30
議会運営委員会委員の選任	30
日程の追加	30
議会改革特別委員会委員辞任の件	31
日程の追加	31
議会改革特別委員会委員の選任	32
町長挨拶	32
閉会の宣告	32
署名議員	35

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

平成25年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年5月9日（木曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について（町長提案理由説明）
- 日程第 5 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 6 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 7 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
町道Ⅰ－14号線道路改良工事（上部工）請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1～日程第7まで同じ
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の辞任の件
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 7 議会改革特別委員会委員の辞任の件
- 追加日程第 8 議会改革特別委員会委員の選任
-

出席議員（18名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
総務課長	田鍋悦央君	企画財政課長	若梅操君
環境防災課長	堀越健一君	税務課長	鈴木健夫君
住民課長	早川裕明君	産業振興課長	伊橋秀和君
都市建設課長	五木田桂一君	福祉課長	實川裕宣君
健康管理課長	早川典男君	食肉センター長	加瀬盛久君
東陽病院事務長	大木良夫君	会計管理者	福島美代子君
教育長	齋藤明君	教育課長	市原成一君
社会文化課長	越川誠一君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名圭子
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） これより平成25年5月、横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後 1時31分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

5番 森 川 忠 議員

14番 川 島 透 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎説明員紹介

○議長（鈴木克征君） 本臨時会は、今年度最初の議会であります。説明員である各課長等に異動がありましたので、ここで紹介をお願いいたします。

紹介は、自己紹介でお願いします。

最初に総務課長から順にお願いします。

○総務課長（田鍋悦央君） 総務課長の田鍋悦央でございます。本年も引き続きましてよろしくをお願いいたします。

○企画財政課長（若梅 操君） 本年4月の人事異動によりまして企画財政課長を拝命いたしました若梅操でございます。精いっぱい務めさせていただき所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（鈴木健夫君） 4月1日の人事異動によりまして税務課長を仰せつかりました鈴木健夫でございます。よろしくお願いいたします。

○環境防災課長（堀越健一君） 4月1日付人事異動で環境防災課長を仰せつかりました堀越健一です。新人ですのでよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（五木田桂一君） 引き続き都市建設課長を務めさせていただきます五木田桂一と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 同じく引き続き産業振興課長を仰せつかっております伊橋秀和であります。よろしくお願い致します。

○教育課長（市原成一君） 4月1日付をもちまして教育課長を仰せつかりました市原成一と申します。よろしくお願い致します。

○社会文化課長（越川誠一君） 4月1日付の人事異動で社会文化課長に就任しました越川誠一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課長（早川裕明君） 4月1日付の人事異動で住民課長を拝命いたしました早川裕明でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○福祉課長（實川裕宣君） 福祉課長の實川でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

○健康管理課長（早川典男君） 4月1日付で健康管理課長を仰せつかりました早川典男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（福島美代子君） 4月1日付で会計管理者を拝命いたしました福島美代子と申します。よろしくお願いいたします。

- 東陽病院事務長（大木良夫君） 2年目を迎えました東陽病院事務長の大木良夫です。本年度も引き続きよろしくお願ひいたします。
- 食肉センター所長（加瀬盛久君） 食肉センター所長、本年2年目になりますがよろしくお願ひします。加瀬盛久です。

◎議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

- 議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

- 町長（佐藤晴彦君） 本日ここに平成25年5月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。

また、平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、成田空港のカーフェューの弾力的運用については、去る3月29日に国土交通省、千葉県空港周辺9市町及び成田国際空港株式会社が4者協議を行い、地域と空港がともに発展していくために、現行のカーフェュー時間及び午後10時台の便数制限を厳守し、早朝5時台の着陸は認めないこと、さらに、騒音地域住民の健康影響調査と情報公開、そして、実施状況の検証などを条件に午後11時台の低騒音機の離着陸の弾力的運用に合意し、成田空港のオープンスカイに合わせて3月31日から実施されたところであります。

今後も空港機の2本の飛行コースの直下である横芝光町としては、騒音対策など、さらなる充実を求め、議会を初め町民の皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、成田空港の国際拠点空港としての発展に合わせて、周辺地域の共存共栄を目指してまいります。

また、平成24年度の事務事業は、おかげさまでほぼ計画どおり遂行できたと考えております。平成25年度の予算並びに各種事業につきましても、順調に滑り出したところでございます。本年度は、私にとっても町長就任2年目の年となりますので、今後さらに、総合計画に掲げた協働のまちづくりを推進するため積極的に町民の皆様の前に立ち、町政へのご理解とご意見を伺うことにより、よりよいまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

そこで、このたび、5月22日から31日までの間、町内7地区でまちづくり懇談会を開催す

ることといたしましたので、議員各位におかれましては、時節柄ご多用のこととは存じますが、地元地区で開催いたします懇談会にご臨席賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、延滞金等の見直しのほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うことについて、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険被保険者の国保税の算定において、移行後5年目まで平等割額の2分の1を軽減する現行の措置に加え、移行後6年目から8年目までの間、平等割額の4分の1を軽減することについて、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

続いて、議案第3号 町道I-14号線道路改良工事（上部工）請負変更契約の締結についてあります。本案は、町道I-14号線道路改良工事（上部工）請負契約の架設工法及び敷き鉄板数量に変更の必要が生じたので、既契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

以上、提案いたしました案件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第1号、横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定、議案つづり、ピンクの表紙1ページをお開きください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成25年5月9日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、3ページをお開きください。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日、横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

横芝光町税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、本年3月30日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたため、3ページ、5ページにありますように、専決処分により制定したものであります。

今回の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から及び社会保障税一体改革を着実に実施するための地方税制の改正を行うこととなりました。

これらを受け、町税条例の一部改正は、個人住民税の住宅借入金等、特別税額控除の延長、延滞金等の見直しのほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うことが主な改正部分でございます。

それでは、議案関係資料つづり、黄色の表紙、この新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、この表の上から4行目のところですが、第34条の7第2項の寄附金税額控除でございますが、これは平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に、当該所得税の税率に復興特別所得率、100分の2.1を乗じて得た率を加算するという読みかえ規定が追加されたものでございます。

続いて、中段の第54条第5項でございます。

固定資産税の納税義務者等でございますが、固定資産税は、登記簿または課税台帳に所有者として登記または登録されている者が納税義務者となるのが基本でございますが、土地区画整理事業または土地改良事業の施行に伴い、仮換地等の使用収益ができることになった日

からは、当該仮換地等に対応する従前の土地の所有者をもって、当該仮換地等の所有者と見なして課税する特例措置があります。

今回、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業については、この特例措置の対象から除かれることとなったため、該当部分を改めたところでございます。

1枚めくっていただき、3ページをごらんいただきたいと思います。

上から4行目の第131条第4項、特別土地保有税の納税義務者等についてでございますが、特別土地保有税は、5,000平米以上の土地の所有者、または取得者が納税義務者となるのが基本でございますが、これも固定資産税と同じように、この特例措置の対象から除かれることとなったため、該当部分を改めたところでございます。

なお、特別土地保有税については、税制改正によりまして平成15年度からは課税を停止してございます。

1枚めくっていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例についてでございますが、平成26年1月1日からの延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合、その年中においては年14.6%の場合、これは納期限から一月を超える期間分でございますが、それについては、当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合、これは納期限から一月を経過するまでの期間でございますが、これにあつては、当該特例基準割合に年1%を加算した割合、ただし当該加算した割合が7.3%を超える場合には、年7.3%の割合とするよう見直しされました。

特例基準割合とは、平成11年度の改正におきまして、納期限から一月を経過するまでは公定歩合プラス4%の特例率でございましたが、現在は市中金利が低下しており、一月を超える部分についても高率のままであるため、特例措置として今回、国内銀行の貸出約定平均金利、新規短期に1%を加算した割合に変更されたものであります。

具体的には、ことし、平成25年でございますが、の特例基準割合は公定歩合0.3%に4%を加えて年4.3%でございますが、今回の改正によりまして、来年1月1日からは貸出約定平均金利の年平均が仮に1%であった場合には、その金利に1%を加えて2%となります。

また、条例第52条で規定する法人町民税の納期限の延長があつた場合の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年中においては、その当該年における特例基準割合とする規定を第2項として追加いたしました。

4ページの一冊下の附則第4条でございます。

条例第52条で規定する法人町民税の納期限の延長があった場合の延滞金の割合については、特例期間、これは、商業手形の基準割引率が年5.5%を超えて定められる日から、その後、5.5%以下に定められる日の前日までの期間においては特例の割合が定められておりますが、特例期間内に今ご説明しました附則第3条の2、第2項に規定する特例基準割合とする期間が含まれる場合には、当該期間を特例期間から除くという規定を追加いたしました。

1枚めくっていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

中段でございますが、附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除ですが、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた場合において、所得税から控除し切れなかった額を個人町民税の所得割から控除するという特例措置の適用期間が4年間延長となりました。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。

一番上でございますが、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例についてでございますが、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特別控除額の算定に用いる当該所得税の限界税率に復興特別所得率100分の2.1を乗じて得た率を加算した率とするという読みかえ規定が法附則第5条の6として追加されたため、この読みかえ規定を条例に取り込む内容に改めたものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

中段でございますが、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例についてでございますが、第1項は、読みかえ部分を読みやすいように表にするとともに、いずれの条項が読みかえられているか、わかりやすいように規定を整備したところでございます。

第2項として、2項は10ページでございます。

東日本大震災により、所有していた居住用家屋が滅失等をした者の相続人が当該屋敷の敷地を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人が取得した日から所有していたものと見なして、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる規定を追加いたしました。

そのほかは、法改正による字句の修正及び項ずれ等の修正を行うものであります。

以上、専決処分にて税条例の改正を行った部分についての補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続いて、議案第2号、横芝光町国民健康保険税の一部を改正する条例の制定について補足

説明をさせていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成25年5月9日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、17ページをお開きください。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日、横芝光町長、佐藤晴彦。

次に、21ページお開きいただきたいと思います。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、先ほど町長の提案理由の説明にありましたように、本年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、15ページ、17ページにありますように、専決処分により制定したものでございます。

今回の改正は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険被保険者の国保税の算定において、移行後5年目まで平等割額の2分の1を軽減する現行の措置に加え、移行後6年目から8年目までの間、平等割額の4分の1を軽減することが主な改正部分でございます。

新旧対照表の13ページをごらんいただきたいと思います。

中段のところでございますが、第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額ですが、特定世帯、これは国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国保被保険者が属する世帯で、移行後5年目までの世帯に対して平等割額を2分の1軽減する措置が既にとられておりましたが、これに加えまして特定継続世帯、これは移行後6年目から8年目間での世帯につきましても、平等割額を4分の1軽減することとなりました。

この改正により、基本の平等割額2万6,000円、特定世帯の平等割額1万3,000円、特定継続世帯の平等割額1万9,500円となります。

なお、特定世帯、特定継続世帯になるには、国保被保険者が1人だけであることが条件と

なります。具体的には、夫婦二人暮らしで夫が後期に移行した場合などが該当で、ほかに子供など、国保被保険者がいる場合は非該当となります。

続いて、14ページの下から4行目でございます。

第21条の国民健康保険税の減額についてでございますが、所得金額の状況により7割軽減分、5割軽減分、2割軽減分の減額をする規定に、今ご説明しました特定継続世帯を加えたものでございます。

そのほかは、法改正による条、項ずれ等の修正を行うものでございます。

以上、専決処分にて国民健康保険税条例の改正を行った部分についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、議案第3号につきましてご説明させていただきます。

ピンクの議案つづりの23ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 町道I-14号線道路改良工事（上部工）請負変更契約の締結について。

町道I-14号線道路改良工事（上部工）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

工事の名称は、町道I-14号線道路改良工事（上部工）であります。

工事の場所につきましては、横芝光町北清水・木戸地先。

請負代金ですが、変更前は3億849万円、変更後が3億2,424万2,100円。

契約の相手方でございますが、千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1、三井造船鉄構エンジニアリング株式会社、代表取締役社長、大谷幸伸。

平成25年5月9日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、町道I-14号線道路改良工事（上部工）として、（仮称）長塚・北清水橋の上部工工事の請負契約を平成24年2月13日に締結をいたしました。その額を変更させていただこうとするものであります。

内容につきましては、本日お配りいたしました第3号議案、説明資料に基づきまして説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初に、2枚目のほうのA3判のほうですけれども、軌条設備計画図をごらん

いただきたいと思います。

上段のほうは当初の計画図で、下段のほうが変更の計画図であります。

まず、位置でございますが、左側に清水の里の記載がございますように、栗山川右岸の北清水側となります。こちら側から橋桁の架設作業を行うこととなります。

上段の当初計画図の左側部分に左斜線部分がありますが、設計に当たりまして未買収で残っているこの斜線部分の用地取得と、橋の取り付け道路部分の盛り土工事を前提として、橋梁上部の架設計画をいたしました。

しかしながら、架設工事に着手しました昨年の12月までには用地取得や盛り土工事ができなかったことから、下段の変更軌条計画図のように変更することになりました。

まず、橋桁組み立て用に使用するクレーンが120トンぶりから160トンぶりに変わり、また、送り出シヤードの軌条設備長が56メートルから41メートルと短くなったものの、送り出シヤードの軌条桁の高さ0.6から2.6メートルが、3.6メートルに変わりました。それと付随して架設の作業ヤード及び軌条設備下に全面的に必要となりました敷き鉄板が、28平方メートルから1,095平方メートルにふえることになりました。

次に、1枚目のA4判のほうにお戻りいただきまして、進入路鉄板箇所図をごらんいただきたいと思ひます。

当初、左岸側の長塚からのクレーン等の工事車両を搬入する経路として、県道横芝停車場白浜線から町道及び栗山川堤防をそのまま利用することが可能であると見込んだ設計でございました。しかしながら、その後、現地を精査しましたところ、堤防だけは敷き鉄板を実施しなければ搬入が困難であるとして、新たに敷き鉄板2,342平方メートルを計上することになりました。

以上のようなことから、これに係ります工事費用の精査によりまして、請負金額に変更の必要性が生じたために提案をさせていただいたものでございます。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

これより議案審議を行います。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第3号 町道I-14号線道路改良工事（上部工）請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 原因としては用地買収が進んでいないというような課長の説明でありましたけれども、金額として約1,575万ということで、全体の約5%ですよね。これ、大変な金額で、やはりそのまま見過ごすというか、そういうわけにいかないような金額なんですが、これに当たるここまでになる経緯として、この会社は当然、その道路を利用できるということを前提に見積もりを出したということですよ。どうですか、それは。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） そうであれば、当然その責任の所在といたしましょうか、それは町にもあると思うんですね。やはり用地買収というのは、大変な困難があるとは認識しておりますが、町長、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 全くもってそのとおりだと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） そのとおりと言われても、もうそれ以上進まなくなりますので、方向性をちょっと変えようかなと思います。それに至るまでにやはりご努力はなさっていると思いますが、それであれば、当初の入札のときにそのようなことを想定する入札というのは、私も余りよくわかりませんが、できないんでしょうか、どうでしょうか。入札に当たって。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 入札に当たっては、当然業者の方は設計に基づいて入札をするわけでございますので、そのような用地買収ができないというような、そういう想定の方

もとの入札というのは行っていないというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 森川議員と重なる部分がありますが、これ、設計というのはどこに発注されるのでしょうか。前は栗嶋橋架橋、そして今のこの長塚・清水架橋の件については、設計変更というか変更計画がございますよね。なぜこういうふうなことが発生するのか、その辺のところをちょっと詳しく教えてください。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 設計はジーアンドエスエンジニアリング株式会社が設計を、委託をしております。

それとこの経緯でございますけれども、大きな点で2つあるわけでございますけれども、1点目は、用地買収が進まなかったということでございますけれども、これは用地を購入しようとしたところ、いわゆる所有者が亡くなってしまったということで、相続等の問題があって、ちょっといまだに買えておりませんけれども、それが一つの大きな原因でございます。

もう一つは、盛り土工事でございますけれども、盛り土工事につきましては、お手元の資料をごらんいただきたいと思うんですけれども、A3判のほうをちょっとごらんいただきたいと思います。

この側面図、右側のほうの側面図でございますけれども、こちらのほうの堤防の絵がちょっとあるわけでございますけれども、堤防のほうの下のほうに真四角のほうの絵があると思っておりますけれども、これは排水路のほうのつけかえの横断ボックスカルバートでございます。それとあと記載がございませんけれども、用水管の埋設がございます。これを、盛り土を先にやっけてしまうと、この工事のほうの手戻りが生じてしまうと。これだけではございませんけれども、いろいろと変更にあたりましてコンサルといいますか、この橋は大きい橋でございますので、町のほうではちょっとそれだけ見るだけの技術力がございませんので、千葉県建設技術センターのほうに委託してございます。そちらのほうでもいろいろと見ていただきまして、最終的にはじきましたら200万ほど、やらなくて、今回の変更のようにしたほうが経費的に安くなるということで、盛り土工事も実施しなかったわけでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） これ、先ほどの森川議員の質問の答えにもあるんですけれども、この

工事は、当町合併して、合併特例債事業として一番最初にも手がけていたものでございますし、皆さん方ご承知のとおり最初の道路の線型の変更だったり、その辺は私どもの落ち度もあった部分もありますが、そういう複雑な経緯の中で、本来であれば合併特例債事業として、平成二十……何年だっけ。最初の予定は。

〔都市建設課長「最初は23年度です」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） 当初23年度には完了しなければならない予定の工事でございます、ある程度お手つき状態にはなっちゃっているのは事実なんです、前倒し、前倒しというような予定を、多少無理な予定を組まさせてもらっちゃっている現状があるというのも、今回の大きな要因の一つなのかなというように考えています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今の説明を聞いてますと、請負契約をまだ結んでないでしょうけれども、その業者には瑕疵がないと。設計した業者にも瑕疵がないということですよね。というのは、もう用地買収が済んだという前提で設計してあったと、そういうことですよね。

ですから、その辺のところはちょっとよくわからないんです。ですから、まだ終わってないのに買い取りが終わったという想定の中で設計をし、入札をかけて決まったと。それでその部分が用地買収が終わってないから、まあそろそろという話がありましたけれども、そういうところ等をきちんとするというか、行政の機関というそういうものもあると思いますけれども、もう少しそれ、何とかならないんでしょうかね。

今回3回目だと思うんです。ですから、事前にそういうものはありましたので、そういうものをこれからしっかり調査をし、間違いのないように、町民の皆様にもきちんと説明ができるような形で執行していただきたい、そのように思います。その件について何かありましたらと思います。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） ただいまのご指摘のほうにつきましては、ちょっと設計のほうに関しましては、なかなかやはり、当然、最小の費用で最大の効果が得られるというようなことで工事設計も行いますので、ただし最悪の条件での設計というのはなかなか難しいかと思います。そういう点もいろいろとありますけれども、今ご指摘のように、なるべく変更のないように、今後そこら辺のところをよく状況等を確認、また現場等を見ながら、それと確認しながら、そのように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 今回のこの契約変更、これは当然業者のほうから変更のお話があったと思います。やはり契約ですから、お互いにやはりその契約内容を遵守していくと、そういうようなことでお互いに信頼をして工事に当たると、そのようなことになろうかと思います。

そこで、このような大きな契約変更をされるに当たって、町はただ、はい、わかりましたとそのような対応をしているのか。もっと深く業者と、言葉が悪く言えば、わたり合って、そういうような対応をしているのか、その辺が1点。

もう一つが、今話に出ておりましたように、当初、平成23年に竣工するというので、これが25年まで延長になりましたよね。これが、特例債事業がさらに5年間延長したと、そうすると、それでも18年だから25年ごろには竣工しなければならないような状況ですよ。18年から始まって27年で10年間ですから、さらに5年延長、23年に竣工するような、そのような計画になっていると思うんですけれども、これ、用地絡みの形でどんどん事業がおくれていく、追加が出てくる、いろいろ町は努力していると思いますけれども、この辺、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、若梅議員のまず1点目のほうのご質問でございますけれども、その長塚・北清水橋につきましては、非常に100メートル近い大きな橋だということで、当然ながら先ほども申しましたように、町のほうではそのようないわゆる設計、当然できませんですし、あと工事管理というわけでございますけれども、これも当然、それだけの技術力、また経験もございません。

そのようなことで、千葉県、先ほども申しましたように千葉県建設技術センターのほうにお願いをしております。千葉県建設技術センターのほうは県の職員なんかもそれに派遣されていて、非常にそちらのほうの経験豊富な方がいわゆる現場代理人というか、立っているわけでございますけれども、それで、その方々たちに町のほうだけではそのようなことでわかりませんので、業者のほうの一方的な言いなりにならないように、その千葉県建設技術センターに入ってくださいまして、いろいろと現場を見てみたり、あとこの変更の関係にしても、そこら辺のところの調整とか、いろいろと入っていただいております。

そのようなことで、町と業者だけですと、言われたように非常に一方的なというか、そういうのもあろうかと思っておりますけれども、そういうのは決して、その建設技術センターが入

ることによって、その点は解消されているというふうに思っております。

今回の変更につきましても、当然建設技術センターのほうに十分現場とかいろいろと見てもらって、いろいろと最終的にこの方法でいくしかないんじゃないかということで決めたものでございまして、今後、こういう大きい工事の場合は、やはりそういう専門の第三者機関といたしますか、そちらのほうに入ってやっていただこうというふうに思っております。

それと、あと2点目のほうですけれども、確かに当初は平成18年度から23年度までのいわゆる5年間ということで、I-14号線は道整備交付金事業で5年間ということで始まったわけでございますけれども、その後、やはり終わらないということで2年間延長していただきまして、平成25年度が最終年度に当たっております。ただ、やはり今ご案内のとおり、用地買収もまだ7割程度でございまして、なかなか進んでないような状況でございまして、橋のほうを先行させたというのは、非常に事業費が多額であると、それとあと期間もかかるということで、橋のほうを先行させていただいたわけでございます。

橋のこの道整備交付金というのは、非常に事業費が容易に確保しやすいような状況でございましたので、非常に多額にかかる橋をたまたま北清水側のほうの道路を利用して施工ができるということで実施したものでございます。

あと、25年度にはなかなか前から厳しいというふうに言っているわけでございますけれども、何とか28、遅くとも29年ころまでには、何とか終わるようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 町長、最小の費用で最大の効果を上げると、今そのような説明もありましたけれども、今後このような形で目的達成するためにどのような取り組みで進んでいこうとしているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も含め、しっかりと予定を組んで、またその目的達成のために最大限努力するというお答え以外には答えが見つからないのかなと思っている状況でございます。しっかりとこれからもさらに努力を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ちょっとお尋ねしますけれども、3億の請負変更ですんなり今、話を

出てましたように、森川議員の質問にありましたように、100%の変更をすんなり認めるといことで、なかなか業者にとっては、よく行政のほうは言うことを聞いてくれて、すんなり設計変更を認めてくれたなという感覚を、逆の立場からすると、しているんでしょうけれども、請負契約という、どちらかという読み方を変えれば請け負いで、請け負った人が負けるというのが常なものでして、まして3億の器で1,500万円もすんなり設計変更が認められるということは、いろんな事情もあったんでしょうけれども、明らかに業者に瑕疵がなかったというような感覚で、もう客観的に見るんですけれども、これ、進入、敷き鉄板のことなんでしょけれども、敷き鉄板なんてことをいうのは安全確保の部分なことです、企業努力で何とかなる形ですので、この中の1,500万円ぐらいでどのぐらいそういう保安の部分で入って、もう少し金額も圧縮できなかったんですか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、齋藤議員のほうにお答えいたします。

先ほども申しましたように、町のほうではこの辺のところの管理というのはなかなかできないということで、建設技術センターに入っていただきまして行っております。ですから、決して業者のほうの言い値でいいというか、変な言い方ですけども、行っているわけではございません。

それとあと、敷き鉄板も少しですとサービスということもあろうかと思っておりますけれども、かなりの数量でございます。期間も非常に3カ月ないし4カ月ずっと敷いていかなければならないと、工事の工程上ということで、結構すごい金額になるわけでございますので、やはりこれは見なければならぬというふうに思っております。

また、あと参考までにですけども、1,575万2,100円、これ増でございますけれども、工事費は精査しましたところ、おおむね敷き鉄板で約1,000万円ちょっとということでございます。あといわゆる架設工法の変更で約500万円ほどの増となりました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） これ、進入路、敷き鉄板、保安の部分での金額ですので、町としても契約以外での形の変更になったから業者は仕方ないんだから、契約変更を迫られた弱みがありますので、私から言わせれば、敷き鉄板とか保安というのは企業努力で幾らでも圧縮できる性質のものでありますので、そういうものだというふうに私も信じて、今まで私もやってきましたので、そういうところも形をきちんと、うちのほうが設計変更という形の部分がなければ、

町自体にそういう形の落ち度がなければ、業者にも強く言って、もう少し圧縮できるということですね。まず、どこに要因があるかということをお腹に銘じてもらって、今後、3億のを簡単に設計変更で1,500万も、5%もこうやって、はい、よろしいですというわけにはまいりませんので、もう一度、その辺をよくお考えになっていただいて、先ほども申しましたとおりに、請負契約は請け負け契約とも言いますので、読み方をすると、業者、請け負いをした人が負ける形ですので、そのところをよくご理解いただいて、もう少し対応していただくようになりますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 今ご指摘にありましたような敷き鉄板等についても、現場のほうで大分やっていたわけですが、かなり担当のほうに聞きますと、言葉は悪いですが、必要最小限、大分業者のほうの企業努力で大分やっていたところもあるようでございます。ただ、やはり今ご指摘のように、今後、いろいろとやはり確認しながら対応してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結いたします。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で町長提出議案の審議は終了しました。

ここで暫時休憩します。

なお、町長、副町長、教育長、総務課長には引き続き出席いただきますが、他の説明員にあってはここで退席願います。

（午後 2時33分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時43分）

◎日程の追加

○議長（鈴木克征君） ただいま、私は議長辞職願を副議長に提出しました。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、この件は私の一身上に関する事件ですので、私は除斥されます。

議長の職務を副議長、川島富士子議員にお願いします。

副議長、議長席へお願いします。

〔議長 鈴木克征君退場〕

◎議長辞職の件

○副議長（川島富士子君） 議長にかわり、議長の職務を行います。

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（高蝶政道君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年5月9日。横芝光町議会副議長、川島富士子様。横芝光町議会議長、鈴木克征。

以上でございます。

○副議長（川島富士子君） お諮りします。

願いのとおり、議長の辞職について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川島富士子君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職を許可することに決定しました。

鈴木克征議員の入場を許します。

〔10番議員 鈴木克征君入場〕

○副議長（川島富士子君） 鈴木克征議員に申し上げます。

願いのあった議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで鈴木克征議員よりご挨拶をお願いします。

〔10番議員 鈴木克征君登壇〕

○10番（鈴木克征君） 一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、私、議長辞職の件を許可いただきまして、まことにありがとうございます。心より感謝申し上げます。

一昨年3.11、東日本大震災の直後に行われました地方統一選挙の後、今日まで2年間、横芝光町議会議長を務めさせていただきましたが、この2年間、いろいろなことがございましたが、その場面、場面に適切なご指導、ご協力をいただき、おかげさまで大過なく過ごすことができました。これもひとえに川島副議長初め、議員各位のおかげだと改めてこの場をおかりし、感謝申し上げます。ありがとうございました。

大震災直後の横芝光町議会議員選挙で大勢の町民の皆さんの付託を受け、当選された議員お一人お一人が本当に横芝光町を愛し、町民の幸せを考えているなど、この2年間、つくづく強く感じたところであります。私もこれから一議員として、皆様とともに横芝光町の発展、また横芝光町民の幸せと安全で安心できるまちづくりのために、全力で取り組んでいく所存でございますので、皆様方には今まで以上のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔10番議員 鈴木克征君降壇〕

◎日程の追加

○副議長（川島富士子君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（川島富士子君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（川島富士子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（川島富士子君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、鈴木和彦議員、2番、齋藤順一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（川島富士子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（川島富士子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○副議長（川島富士子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○副議長（川島富士子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（川島富士子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（川島富士子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 17票

無効投票 1票

です。

有効投票のうち 伊藤 罔樹議員 9票

鈴木 唯夫議員 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、伊藤罔樹議員が横芝光町議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選された伊藤罔樹議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方、ご苦労さまでした。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（川島富士子君） 伊藤罔樹議員、議長就任のご挨拶をお願いします。ご登壇願います。

〔議長 伊藤罔樹君登壇〕

○議長（伊藤罔樹君） ただいまは多くの皆様のご推挙いただきまして、議長の座を与えていただきました。まことにありがとうございます。

また、我々議員も任期4年の中では後半に入るわけでございます。この2年間、先ほど辞職なされました鈴木前議長、いろいろな議会の改革、あるいは皆さんの内容と、全ての努力をなされて、そのご苦労は大変なものであったのかなと、心よりねぎらいの言葉をお送りいたしたいと思います。大変ご苦労さまでございました。

さて、また、我々は皆さんご承知のように、この厳しい地方行政、あるいは地方議会と、そういう中での議会活動、議員活動ということでございます。町民に負託されたその誇りと自信を持ちまして、この議員18名の皆さん方がそれぞれの分野においてのご活躍、もちろんではございますけれども、議会の活性化、あるいは議会の内容と、これからやらねばならぬものが数多くあるかと思えます。ひいては町民に安心していただけるような議会と、あるいは開かれた議会ということで、これからもそういった議会に極力努力をしながら前進をしまいたい所存でございます。

どうか、議場の議員の皆さん方におかれましては、今後の残り2年という任期がございま

す。どうか、そのご協力をいただき、これからの議会運営、あるいは活動に全力、全霊をご協力いただけますよう、微力ながら全力をもって前へ進もうと思っております。ご理解をいただきながら皆さんのお力添えをいただけますこと、ここに大きくお願いを申し上げ、整いませんが、就任の言葉にさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。（拍手）

〔議長 伊藤罔樹君降壇〕

○副議長（川島富士子君） ここで議長と交代します。

伊藤議長、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（伊藤罔樹君） これより議長の職務を行います。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時03分）

○議長（伊藤罔樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

◎日程の追加

○議長（伊藤罔樹君） 休憩中に、副議長、川島富士子議員から副議長辞職願が提出されました。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（伊藤罔樹君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（高蝶政道君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成25年5月9日。横芝光町議会議長、伊藤罔樹様。横芝光町議会副議長、川島富士子。

以上でございます。

○議長（伊藤圀樹君） お諮りします。

願いのとおり、副議長の辞職について、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川島富士子議員の入場を許します。

〔9番議員 川島富士子君入場〕

○議長（伊藤圀樹君） 川島富士子議員に申し上げます。

願いのあった副議長辞職の件は許可されました。

それでは、ここで川島富士子議員よりご挨拶をお願い申し上げます。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 退任に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

一昨年の5月、副議長という大任を拝受し、この2年間、鈴木前議長を初め、皆様のご協力を賜り、まことにありがとうございました。また、貴重な体験、貴重な勉強をさせていただきましたことを心から感謝申し上げます。本日辞しても、今まで以上に町と議会と町民の皆様のためにお役に立てるよう、一生懸命努力していくことをお誓い申し上げます。

皆様のご健勝を念じ、甚だ簡単ではございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

◎日程の追加

○議長（伊藤圀樹君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（伊藤囿樹君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤囿樹君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、浅野孝男議員、4番、杉森幹男議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れ、ないようにお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（伊藤囿樹君） 投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囿樹君） なしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（伊藤囿樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（伊藤囿樹君） 投票漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囿樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（伊藤囿樹君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数	18票
有効投票	17票
無効投票	1票
有効投票のうち	若梅 喜作議員 6票
	山崎 貞一議員 11票

以上であります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、山崎貞一議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された山崎貞一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席のほうへお戻りをいただいております。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（伊藤罔樹君） それでは、山崎貞一議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。ご登壇願います。

〔副議長 山崎貞一君登壇〕

○副議長（山崎貞一君） 一言、ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙をいただきまして、副議長の重責を担うことになりました。今後は、議長を補佐し、議会の発展のため、そして今、目指す議会の方向性をしっかりと皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをし、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

〔副議長 山崎貞一君降壇〕

○議長（伊藤罔樹君） ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時29分）

○議長（伊藤罔樹君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

（午後 4時12分）

◎常任委員会委員長及び副委員長の互選結果報告

○議長（伊藤罔樹君） このたびの正副議長の改選に伴い、休憩中に各常任委員会が開かれ、

正副委員長に変更がありましたので、事務局長から報告をさせます。

○議会事務局長（高蝶政道君） それでは、ご報告いたします。

初めに、総務常任委員会委員長に若梅喜作委員、同じく副委員長に川島透委員。次に民生文教常任委員会委員長に川島富士子委員、同じく副委員長に杉森幹男委員。続いて産業建設常任委員会委員長に鈴木唯夫委員、同じく副委員長に川島仁委員、以上のとおりでございます。

◎日程の追加

○議長（伊藤罔樹君） ただいま事務局の報告のとおりでありました。

次に、休憩中に山崎貞一議員から議会運営委員会委員辞任願が提出されました。

この際、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員辞任の件

○議長（伊藤罔樹君） 追加日程第5、議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山崎貞一議員の退場を求めます。

〔12番議員 山崎貞一君退場〕

○議長（伊藤罔樹君） お諮りします。

願いのとおり、山崎貞一議員の議会運営委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、山崎貞一議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに決定しました。

山崎議員の入場を許します。

〔12番議員 山崎貞一君入場〕

○議長（伊藤罔樹君） 山崎貞一議員に申し上げます。

願いのあった議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

◎日程の追加

○議長（伊藤圀樹君） ただいま議会運営委員会委員1名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（伊藤圀樹君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会委員に川島富士子議員を指名いたします。

ただいま指名した川島富士子議員を議会運営委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤圀樹君） 異議なしと認めます。

よって、川島富士子議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時18分）

○議長（伊藤圀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時22分）

◎日程の追加

○議長（伊藤圀樹君） 休憩中に山崎貞一議員から議会改革特別委員会委員辞任願が提出されました。

この際、議会改革特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会委員辞任の件

○議長（伊藤囀樹君） 追加日程第7、議会改革特別委員会委員辞任の件を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山崎貞一議員の退場を求めます。

〔12番議員 山崎貞一君退場〕

○議長（伊藤囀樹君） お諮りします。

願いのとおり、山崎貞一議員の議会改革特別委員会委員辞任について、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議なしと認めます。

よって、山崎貞一議員の議会改革特別委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。
山崎議員の入場を許します。

〔12番議員 山崎貞一君入場〕

○議長（伊藤囀樹君） 山崎貞一議員に申し上げます。

願いのあった議会改革特別委員会委員辞任の件は許可されました。

◎日程の追加

○議長（伊藤囀樹君） ただいま議会改革特別委員会委員1名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会改革特別委員会委員の選任を日程に追加し、委員を選任したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤囀樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の選任を日程に追加することに決定しました。

◎議会改革特別委員会委員の選任

○議長（伊藤罔樹君） 追加日程第8、議会改革特別委員会委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名します。

議会改革特別委員会委員に川島富士子議員を指名いたします。

ただいま指名した川島富士子議員を議会改革特別委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（伊藤罔樹君） 異議なしと認めます。

よって、川島富士子議員を議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（伊藤罔樹君） 以上で本臨時会に付議された案件の全てを終了しました。

ここで、町長よりご挨拶をお願いいたします。町長、よろしく申し上げます。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一言、閉会に当たりご挨拶をさせていただきます。

まずはもって、2年間の間、前議長でございました鈴木克征議員、そしてまた副議長であられました川島富士子議員には、この2年間、本当に大変なお仕事を年間いろいろあった中でお務めいただきまして、ありがとうございます。まず、町民を代表して御礼を申し上げます。

また、このたび新しく議長になられました伊藤罔樹議長、そしてまた山崎副議長におかれましては、横芝光町民のため、町の発展のためにこれからもこれまで以上にご努力されますことをよろしくお願い申し上げます。本日、町民を代表してお祝いをしたいと存じます。

これからも私どもも一生懸命にこの町民の幸せと町の発展のために、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げますとともに、お祝いと、そして退任なされましたお二方の御礼にかえさせていただきます。本当にどうもご苦労さまでございました。そして、おめでとうございました。

○議長（伊藤罔樹君） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤罔樹君） これで本日の会議を閉じます。

平成25年 5月横芝光町議会臨時会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 伊藤 圀 樹

前議長 鈴木 克 征

前副議長 川 島 富士子

議 員 森 川 忠

議 員 川 島 透